



# 政教時報

第九十七號

## 論說

社會に於ける內的制裁力の養成

〔社説〕

佛敎史劈頭の争闘

常盤大定

予か人生觀と宗教

北村教殿

## 社會

●社會の同情 ●新社會 ●偶語

●佛國に於ける加特力改革運動 〔海外事情〕

## 講演

死刑廢止論

小河滋次郎

## 講究

勞働者保護法

池田榮吉

▲閑文字▼

## 信界

『信仰の餘瀝』第三版自序 近角常規

## 雜錄

思ひ出るまゝ

駒込の翁

亡祖父を憶ふ

百目木劍虹

▲報道一束▼

大日本佛教徒同盟會綱領

- 一、佛教本來の面目を發揮して、各自の信念を確立し、國民の道徳を涵養し品性を陶冶する事。
- 二、佛教の本旨に基きて人道の大義を唱導し、精神的結合によりて國民の一致を鞏固にし國家の隆盛を企圖する事。
- 三、佛教護持の責任を全ふし健全なる宗教界を形作る事。
- 四、各宗僧侶を獎勵し、其學徳を高めしめ、又從來の惡弊を改善せしむる事。
- 五、公認教制度を調査する事。
- 六、社會問題を講究して、慈善事業を起し社會の改善を企圖する事。
- 七、佛教の精神に基ける諸種の教育特に普通教育女子教育を獎勵して、善良なる家庭を形作りしめ又社交を融和せしむる事。
- 八、積極的方針を取り、實業道徳を鼓舞する事。
- 九、教界の組織及儀式をして時勢に順應せしむる事。
- 十、社會に於ける一切の迷信を勸絶する事。
- 十一、殖民傳道を獎勵する事。
- 十二、佛教の光輝を發揚し、其感化を普く世界に光被せしむる策を講ずる事。

社會に於ける內的

制裁力の養成

政 教 時 報

教科書問題は一なる小問題ではない、社會全体が腫み腐されて居るのが、單に傷口を見出して、其醜態を暴露したものである、故に國民は深く心を潜めて此警戒に聽く所がなくてはならぬ、教育者は神聖なる職分である、教科書は教訓を書きたる本である、此人が此本に就きて腐敗の事實ありとすれば如何に教育の內的制裁力が弛緩して居るかを知らねばならぬ。

翻て社會を顧みるに何れの社會が此等の事件に對して十分に制裁を加へ得べき資格を有するか、政事家は如何若し仔細に檢舉し來らば猶一層の醜態を暴露するなるべし、鉤を盗むものは罪せらる、國を盗むものは侯たりと云へるが如き感がある、然らば社會上唯一の制裁たるべき新聞紙は如何、彼等の中他に對して制裁を加へ得べき資格のあるものは寥々たるものである、寧ろ平和の服裝をしたる暴君である、熱々社會の奥底まで見透すに何れの社會か他に對して制裁を加ふることを揚言し得る資格がある。

かく云へばとて吾人は決して今回の事件を以て一步と雖其關係者を恕すべしと云ふにはあらず、他の社會は兎も角、教育の社會に此事ありたるは最も反省すべき點にして、社會全体も深く此警戒に鑒みて各自戒むる所なくてはならぬ、此に於てや吾人は如何なる方法を以て此社會の腐敗を救ふべきかと云ふ問題を講じようと思ふ。

社會に於ける制裁力なるものは單に外的制裁力だけでは何の功力もない、外的の制裁力には必ず內的の制裁力が伴はずれば何の効果もなからう、外的の制裁力は團體の勢力とか、多數の輿論とか幾多の方法はあれど畢竟是れ團體を形作る各員が心中深く感ずる制裁力を外形に顯はしたるに過ぎないものである、又多數の精神上に於ける內的制裁に抵觸する行為に對して自然に一致したる聲でなくてはならぬ、故に外的制裁が有效なるには內的制裁の嚴格なる精神がなくてはならぬ、從來我國に於て一時制裁を加へられた人が再び社會に出づると云ふは制裁が眞實の制裁でなくて畢竟形式に過ぎないからである。

制裁を感ずることも心中に於ける內的制裁にあらざれば何の益もない、人が自己の内心に於て一點疚しき點あらば忽ち之を控へ、其正しと信ずる事柄なれば輿論に反しても主張すると云ふ様でなくてはならぬ、單に他の迫害を恐れると

か、名聲の如何に懸念して行動云爲するが如きものあらば不眞面目の極である、故に人は内的制裁によりて行動して始めて眞摯となるものである、若し人が此點を顧みずして單に外的制裁のみに眼を付けて動くに至れば儘かに偽善に陥る様になる、虚名を追ふ輕薄なる人物となるのである、眞個の人物は此内的制裁を以て行動する人であつて、健全なる社會とは此内的制裁が社會に於ける外的制裁に顯はるゝ事である。

猶一層進みて今日すべての社會がかく迄腐敗したるは何歟と云ふに畢竟誘惑に對する抵抗力がないからである、腐敗を斥くる勇氣に乏しいからである、此點に於て今日の社會が如何にも力が乏しい、今日社會上の腐敗は諸種の點より觀察することが出来る、經濟の膨脹に歸することも出来よう、政治的事情に歸することも出来よう、然れども何れにして畢竟是社會上の不平均に歸するだけのことである、社會上の不平均は又社會が矯正せねばならぬ、之を矯正すべき根拠がなくてはならぬ、是れ内的制裁に待つより外に策はない、英國の社會が何故に健全であるか、英國の政治は何故に立憲的に運行するかと云ふに決して制度組織の爲めにあらずして各個人に於ける内的制裁力がよく養成されて居るからである。

人間の内的制裁力は如何なる方法を以て養成すべきかと云ふに宗教の力を待つより外はない、苟も常識を有するものなら

らば賄賂をとるがよいか、悪しさを領解出来ぬものはない、唯其惡しさを斥け、善きを取ると云ふ意志の力が弱いのである、此力強き意志は實験上進も宗教の力によらずんば養成することが出来ぬ、人間は平素考ふるときは通常の事でも實地の場合に至れば、随分至難なることがある、他より誘惑の來るとき、諸種の口實を以て、色々の口辯の下に自己が自己を欺かんとする、此時之を切り拂ふもの、之が墮落を救済するものは、獨り偉大なる力ある佛陀の照臨より外はない、此時に於ける佛陀の救済の力強きに打勝つものはない、此時の心中は所謂天知る、地知る、我知る、人知る底の明々白々たるものである。

此制裁力は如何にして養成さるゝかと云ふに宗教に待つ事は言ふまでもないが、宗教でも嚴密に此佛陀の冥鑒を感ずる様にならねばならぬ、宗教は一方には嚴格なる實行を誨ふると共に一方には無限の救済を説くものである、然れども動もすれば救済を説くの極罪惡を寛容するが如き誤解に陥り易い、此點に於て最も深く戒心すべき點である、蓋し人の實行なるものは一種の惰性を有するものである、故に一刻一時佛陀の威神を感すべく修養せねばならぬ、

然らば社會全体が如何にして此宗教の力を感ずる様になるかと云ふに、決して一朝一夕にして成るべきことでない、然れども實行の方法としては教育の根柢に宗教の考がなくては可

かぬ、吾人は歐米各國に於ける宗教々育なるものが此社會的制裁力を養成するに大に力あるものと感ずる次第である、蓋し宗教は一時に其功能のあるものではない、されど幼時より之が薰陶を得れば、實際問題に衝き當たりたる時初めて偉大なる力と清淨なる光を發するものである、其方法の如きは他日再び論ずることとして、吾人は教科書問題によりて暴露せられたる社會腐敗の根本的救済は、社會の内的制裁力の彈力を強むるにあることを切言する。

### 佛敎史劈頭の争闘

常盤 大定

宗教は人文史上に於ける一大現象たり、若し宗教を外にして人文史の完成を期せんか、是實に點睛を忘れたる畫龍と等しからんのみ、然れども宗教その物既に不思議の性質を有し、弘大なる意義を含むを以て、其發現せる形式状況の相違實に枚擧に遑あらざるを見る、從て宗教なる語義の解釋甚だ多く、古今學者の之を論ずるもの千様萬種、吾人々に對して其孰れか宗教の眞義にかなへるやを知らず、茫然自失せんとするの感あり、若しこゝに古來幾變遷を爲せる語ありとせば、吾人は先づ宗教なる語を以て、其第一に數へざるを得ず、實に宗教のものたる古人今人其孰を分ち、東窓西客其觀を別にし、

男女老少又各其抱く所の見を異にするを見る、豈又怪むべからずや、然れども斯の如く異種異様統一すべからざる如き繁雜を來せるは、是宗教其物の廣大なるを反證する所以のもの、時に之を妖怪視して、其勢威を恐るゝものあり、力を極めて之を人生外に驅逐せんと試みし事一再にあらざると雖、而も益々其不思議の威力を逞くして、愈其範圍を擴張しつゝあるは、是即ち宗教その物の、人類と必須の關係を示すものに非ずや。

通常の語義に於てすら、宗教なるものは、少くも三種の見解あるを見る、曰く信仰の客体即ち信仰個條是なり、曰く信仰の力即ち信仰その物是なり、曰く信仰の發現即ち禮拜供養の如き是なり、若し是等の意義を顛倒せずして宗教を口にせんか、其末は誤解に陥る事を免れざるべし、或は信仰個條に重きを置くものは、個條其物を以て宗教となし、吾個條と異なるものを懷抱するものにあへば、即ち以て異端と爲し、邪説と爲す、或は又之に反して儀式に重きを置くものは、即ち儀式その物を以て宗教と爲すの餘、禮拜せざるものを以て邪説とし、供養を異にするものを以て、異端と爲す、然れども宗教の中心の信仰に存するや素より論ずるを要せず、信仰にして存せんか自ら懷抱する主義客体あるべく、又自ら何等かの發現を見ずんば止まざるべく、其發現はやがて是儀式たらすんばあらず、若し此信仰を離れて宗教を談せんか、其流弊や

東に傾き西に傾き、右に倒れ左に倒れ、結局正鵠を失せずんば止まざるべし。

若し信仰を中心として佛教史を見んか、古往今來其隆衰興亡は皆此信仰の強弱に基くものにして、信仰の争鬭の歴史は是乃ち龍大なる佛教史を組成するものならずんばならず、史に徴するに佛教分派の初期は乃ち上座大衆の二部の分裂にあり、此二部の分裂は是信仰の強弱の争鬭、他語以て之をいへば宗教と討究との争鬭にして、而して其結果や信仰力の強大なるもの全然勝を制し、討究は宗教の爲に驅逐せられて中印全く宗教の凱歌の轟きしを見る、若し予が視察にして誤らざらんか、是實に佛教史に於て輕輕に看過すべからざる重大の事件にして、宗教を口にするものは、先づ斯の如き重大の事實に其注意を拂はざるべからざるを見る、乞ふ先づ此一部の主張を聞くを得ん、上座部の主張に曰く、

阿羅漢と雖、亂業の支配を免れず、且つ又退却するなきを保せざるを以て諸羅漢悉く皆無生智を得るものにあらず、而して佛なるものは之を二乗に比するに其聖道を異にするも、其解脱を同くするもの、佛とて二乗以上の力を有するにあらざり、且つ佛の慈悲や衆生を縁すべからず、若し衆生ありと執せんか遂に解脱を得べからずして猶菩薩の地位に彷徨するものなり、佛の説法悉く轉法輪と稱するを得ず、其中猶不如義の語あり、且つ又一音を以て一切法を説く事

なし云々、

こゝにいふ佛陀なるものは、圓滿完全のものにあらず、實に人間の性質を具足するもの、唯是人間の上位に位するものといふべし、若し討究的の眼光によつて佛と二乗とを見んか、實に斯くの如きものあるべきなり、然れども翻りて大衆部の主張を聞んか、曰く、

阿羅漢なるものは人間の上位に存するものなるを以て、餘の爲に誘はるゝあり、無知あり、疑惑あり、他に悟入せらる等、不完全の域を免れざるも、獨り佛に至りてや、出世のもの、無漏のもの、一音を以て一切法を説き、其所説悉く轉法輪にして不了義の語なく、其身は無邊際にして、其力や光明無量、壽命無量のものなり、而して彼菩薩なるものは、有情を饒益せんが爲に、佛陀の化現して隨意に惡趣に趣くものなり云々、

こゝに佛陀なるもの、豈に完全無缺、無限絶對なるものに非ずや、此部の見解に従はんか、二乗は猶未だ人間の性質を脱却せざれども、佛に至りては、超人間的絶對の力能を有するもの、阿羅漢も亦佛の膝下に拜服して其矜哀に訴ふる所なからず、豈佛陀と同一の解脱を覬覦するが如き僭越の慢心を起すべけんや、若し吾人にして宗教的の眼光を以て佛陀を見んか、吾人は自己の不完全なるを自覺する丈、佛陀の圓滿なる人格を鎮仰し、其極佛陀の大徳に入りて、其無限の慈悲

悲に懷抱せらざるは已まざるべし。

此二部の争論は實に是佛教史の擧頭に於ける討究と信仰との大衝突なり、而して無愛王の大威力を以てして、遂に其争鬭を平ぐる能はず、論駁を徹し、日を閲して窮極する所なし、是に至りて大衆部の長老王に白して曰く、須く佛陀の制法に従ひ之を多數の意見に徴して以て其勝敗を一舉に決するの外、亦方法あるべからずと、兩部の衆これに一致して乃ち之を衆議に諮ふ、大衆部の主張に同ずるもの實に多し、上座部是に於てか、相率ゐて北天の一洲に去る、是實に佛教史中信仰か討究を灰倒せる第一着の事實にして、信仰の勢力たるや、討究の如何の途に左右するを得ざる證據なり、爾來現時に至る迄、佛教史は常に此兩種の潮流の相混流せるを見、表面靈妙なる討究の觀を呈して、其裏面に鞏固なる信仰の流るゝあり、表面深厚なる信仰の表白にして、而も其裏面に結構微妙なる哲學の之が根底を爲すあり、此兩種の潮流相より相携へて人文史上に一異彩を放ち、以て此龍大なる佛教史を組成するを見る、其間理論に於ては討究多く其勝利を誇りつゝあるに反して、實際に於ては信仰常に凱歌を奏しつゝあるは著しき事實なり、是豈宗教が人類に必須の關係を有するものなるを示すものにあらずるか、而して信仰討究兩者對立の強弱如何は、吾人實に二千有余年の古の上座大衆兩部の争論に於て其根本を見るなり、信仰の餘は討究に流れ、討究窮まり

### 予か人生觀と宗教

北村 教 嚴

て信仰の回復を見る、本邦鎌倉時代に於ける大信仰の威力満天下を席卷して以來、世は益々討究に流れて以て現時に及べり、碩果地に落ちて、一陽來復す、信仰の回復を見る決して夢想に非るべきなり、儀式のみに宗教の生命を維持せんとするもの、個條のみを云云するもの翻りて其本源たる信仰其物に留意せずして可ならんや。

人として理想を有せざるものなし、而るに理想と現實とは多くは撞着し易きものなり、理想とは未來に於ける冀望なり、現實とは此冀望の事實となりて顯はれたるものにして、何人も未來の冀望を有せぬものはなし、或は名譽を冀望するものあり、或は位置を冀望するものあるべし、人々の能力と氣質と境遇とによりて各其冀望を異にせり、此冀望を得んが爲めに人間は活動するものなり、冀望なければ活動もなくなる、活動なくなれば人間は死ぬるなり、たとい肉体は生存して居ても精神的生命は既に死せり、活動とは必ずしも肉体の運動に限れるものにあらず、肉体は静止して居ても精神の大運動して居る人は則ち大活動家と云ふべきなり、然れば未來の冀望は吾人の肉體と精神との活動を催す所の動機となるものなり

り。冀望には快樂の豫想せらるるものなり、吾人の財産を冀望するは財産家となれば快樂ならんと想へはなり、名譽といひ、學問といひ、位置といひ皆然らざるはなし、未來の快樂豫想するを以て又種々の困難と戦ひ、而して之に打勝たんとするの勇氣をも勵ますなり、固より苦は樂の種と云ふこともある故に、困難を経過せされば快樂の來る筈はなし、然れば困難を経過すれば必ず快樂は來るか云ふに是は決して必然とは云へぬ、冀望は未來に屬するものなれば、未來のことは屹度事實となりて顯はれ來ると云ふことはあらじ、如何に困難と戦ふと雖、意外の處より大敵の顯はれ出て、却て困難の爲めに挫折せらるることあり、是れ人事の蹉躓し易き所以なり、

獨り理想を實現をせしむるとは難きのみならず、能く理想を實現せしむることを得るも、必ず快樂の之れに伴ふことも亦た難しとなす、其故は名譽財産を得れば此か保護のために非常に困難をなす、或は世間の批評を畏れ、或は水火盜賊の難を憂ふ、若し幾分たりとも損失を招くことあれば、人を怨み人と争ひ身心の苦痛は容易ならず、況して全部を損失するに於ては其苦痛は思ひ遣らるべし、且つ又人間の情慾は盲目的に昂進するものにして、其制限のなきものなり、一を得れば十を得んことを欲し、十を得れば百を得んことを欲す、斯して底止する所なし、己れより高きものを見る

ときは己れの低きことを恥つ、而して我も亦此程度に昇らんと欲す、之かために更に困難と戦端を開くに至る、而して首尾よく勝利を得ざることもあるも爰に又た大なる苦痛を感ずへし、蓋し是れ人間生活の常態なり、之によりて觀れば人間の快樂には必ず苦痛の隨伴すること明なり、表面は快樂なるか如きも裏面には必ず苦痛の潜伏するものなり、顯在的快樂の大なる丈け潜在的苦痛の大なるものなり、苦痛の潜伏する快樂ならば眞誠の快樂と云ふことを得ず、如何に血色旺盛、體格大なりと云へども、不治の遺傳病の潜伏する人ならば健康と云ふことを得ざると同一なり、吾等は是に於て人世には眞誠の快樂は一もなしと考ふるなり、

冀望には快樂は豫想せらる、而るに其快樂は眞誠のものにあらずとせば、冀望も亦た價値のなきものとなる、冀望にして價値なければ吾人は之を樹つるには及はず、冀望を樹つるに及はずとせば活動するにも及はず、活動するに及はずとせば死ぬるより外に方法なし、然らば吾人は人間として生存して居る價値なき故に自殺するより外に仕方なしと云ふ論結に到達するなり、然らば世界の人間は何の爲めに生存し何のために經營し、何のために活動するは是れ實に撞着の甚しきものと云はざるべからず、人間は撞着の生物なりとせば人間として生存して居る價値も亦たあり得べからず、故に人間は悉

く死ぬるより外はなしとは此か爲めなり、而るに爰に吾人の快樂をして眞誠ならしめ、吾人の冀望をして價値ならしめ、吾人の生活をして意味あるものとなさしむる一大原理の宇宙に存在するあり。

此原理は無限絶對の大活動なり、相待界を超越して而かも相待界に普遍せり、自然界にも普遍なり、精神界にも普遍なり、絶對なる故に撞着と云ふことなし、要言すれば撞着を離れたる普遍的實在なり、吾人は撞着を離れたる此普遍の大活動の中に生活するものなることを自覺するに及て始めて撞着のなき生活を得るなり。

人間の生活は何故に撞着に終るか云ふに、其理想とする所相待的なればなり、名譽と相待的なり、財産も相待的なり、學問も位置も皆相待的なり、相待的のものは到底撞着を免かるゝこと能はざるものなり、其撞着のものを理想とし、之れを冀望し、之を欲求し之れを得んかためにもが故に、其生活も亦た撞着に終はるなり、如斯く觀察するとき人間は到底生存の價値のなきものなり、而るに八十の老翁と雖とも猶死を欲せず、何人も長壽を冀はざるものなし、生存の價値なきものにして死を欲せざるとは甚しき撞着にあらずや、故に人生は始終撞着に終らざるを得ず、政治家も撞着せり、實業家も撞着せり、學者も財産家も皆撞着せり、豈に笑止ならずや。

而るに無限絶對普遍的實在は、相待を離れ、撞着を離れ古今を一貫したる大理想なり、吾人は此の大理想に徹底して始めて撞着なき生活を得べし、其故は世人の所謂理想なるものは相對的なり、快樂の伴はざる虚偽的幸福なり、而るに無限絶對の理想には必然的に快樂の隨伴するものにして、吾人の生涯を一貫して終始離るゝことなし、一度此妙境に達せば無限の快樂と無限の幸福とは常に胸中に充塞せり、浮世に於ける理想の如く裡面に苦痛と困難の潜伏せざる快樂なり、内外映徹表裏相應して常に肉體と精神とを清涼ならしむ、之を是れ眞誠の快樂と云ふ。

苦痛の伴はざる困難の潜まざる眞誠の快樂を吾人に與ふる理想は到底相待界に於て求むべからず、絶對無限の靈光に接觸するにあらずんば、豈に此妙境に到達することを得んや、然らば吾人の生涯を完全に指導して眞誠の快樂を得せしめ、撞着なき生活を與ふるものは實に此大理想に外ならざるなり、此大理想は即ち吾人の終極の理想なり、

名譽の如き、金錢の如き、學問の如き、位置の如きは虚偽的幸福を與ふるものなれば、吾人を撞着に陥らしむ故に、吾人は常に此をのみ越えて一生空しく果てむには撞着に生じて撞着に死するものなり、然るに爰に特に讀者諸君に注意せんと欲するは、余は全く此等のものを捨て、省る勿れと云ふにはあらず、名譽も必要なり、金錢も必要なり、位置も學問も

皆必要ならざるはなし、得べくんば出来る丈け之を得て可なり。然れども不義の名譽不義の金錢は浮雲泡沫の如し、吾人は無限絶對の靈光に接觸し、此原動力を以て活動し、始めて眞誠の名譽眞誠の金錢も来るべし、其名譽は靈光の中にありて得たる名譽なり、其金錢は靈光中にありて得たる金錢なり、俯仰天地に恥ぢざる底の結果なり、靈光に照らしたる結果は内外映徹表裏相應純潔無難なり、是れ眞誠の快樂なり、果して然らば無限の靈光には如何にして接觸すべきか、哲學も不可なり、論理も不可なり、唯た一信仰あるのみ、是を以て信仰の生涯には撞着なし、故に信仰の人には生活の價値あり、信仰なき人の生涯は終始撞着を離るることなし、故に又た生活の價値あり、是に於て余輩は左の結論を得たり、信仰ある人のみは此世に生活するの權利あれども、信仰なき人は此世に生活するの權利なし、故に信仰なき人は自殺するより外致方なし、若し自殺することを好まざるならば、一日も早く信仰によりて撞着のなき生活をなすべきなり。

書を讀んで聖賢を見ざれば鉛槧の備となる、官に居て子民を愛せざれば衣冠の盜となる、學を講じて躬行を尙はざれば口頭の禪となる、業を立て種徳を思はざれば眼前の花となる、

社會の同情

罪あるものを憎むはこれ社會一般の人情なり、而して社會制裁力の存在する所以にして、敢て社會の冷酷を咎むべきにあらず、然れども一旦罪惡を犯せしものを蛇蝎視して一片の同情を寄せて中心の安慰を興ふることなくば、其人は遂に一生涯を通して社會水平線の上に頭を擡ぐることはざるのみならず、惡魔の境遇を脱して正業に就くこと甚だ至難の事たり、これ墮落者をして益々墮落の深淵に沈淪せしむるものなり、如斯は決して社會の幸福にあらざる也、たとへ世に大罪人と歌はれしものと雖、いつかは翻然として自己の罪惡を悔ひ改むる時あるべし、社會上に於ける名譽と地位を有するものにして一たび惡魔に魘られたるもの、如き、再び自己の舊地位を回復することは殆ど想像し得られざるなり、乃ち彼は社會上に於ける自殺者なり、半夜人靜まりて思を凝らすの時、彼等の苦痛煩悶の状態思ひやるだにあはれなる心地する也。首を回らして現代の社會を一瞥すれば、何れの方面を問はず、腐敗の空氣を以て充滿せざるはなし、殊に教科書收賄事件の如き醜態の甚しきもの、教育家の腐敗殆ど極まれり云ふべし、嫌疑者として既に拘引せられたるもの百五十名を起へ

んとす、尙續々犯罪者出づべしとの事なり、神聖なる教育界を亂し引いて國家の体面を汚したる罪狀より之を論ずれば、彼等の肉を喰ふも尙厭さ足らざるを覺ゆるなり、翻りて彼等か、寒、骨に徹するの今日帳然として鐵窓の下に呻吟するの狀態を想へば、誰か撫然として一掬同情の涙を灑かざるものなからざらんや、教育者としての彼等は既に自殺したるもの也、何れの時か擧の名譽と地位を回復して再び社會に打ち出すを得んや。

迷へるものを救ひ、罪あるものを慰むるは是れ宗教家の務めならずや、よし社會の同情は消えて石の如く冷かなるとも、宗教家の慈悲は熱き涙を以て彼等を救濟し、彼等に安慰を興へ精神上の苦悶を除却せざるべからず、水に溺れたる人を救ふはこれ實に刻下の急務なり、今の罪ある教育家は悉く水に溺れたるものなり、手を拱して傍觀するは徒に彼等の溺死を待つに異らず、これ豈慈悲を以て最大の救濟とする宗教家の行ふ所ならむや、宗教家は宜しく其方法を講じて可也。

新 社 會

舊社會壞つべしと云ふか、政治家は名利に拘々焉として、會て國家經綸の抱負あることなし、教育家は全身既に腐爛して亦救ふべからず、宗教家は熱情の精神に乏しく毫も社會的經營の見るべきものなし、上下を通して濁浪横溢し全く暗黒

偶 語

◎この月天大に雪ふる、天上地界玲瓏として一望銀世界を現ぜり、吾をしてしばし清淨光裏に逍遙せしめぬ。  
◎雪は消えぬ、塵埃は依然として地に充てり、吾をして端なく教科書事件に連座したる羸裏の人を想はしめぬ、噫彼等の罪惡は依然として消えべくもあらず、悲むべき哉。  
◎一時滿都を聳動したる鑛毒問題は殆ど火の消えたらん如く杳として聲なし、東北地方頻りに饑饉の叫をさく起て同情の涙を流ぐもの尠なし、國民の精神は遂に化石したるか。  
◎労働者新年大會の如き、自由投票演說會の如き、小社會主義頻りに流行す、これ祝すべきか。

●刻下の問題として数ふべきもの、曰く、教科書事件、曰く選挙運動是なり、其他川上一座のオセロの如き、市井の小事に至りては紛として数へされぬ程多し、あゝ紛々たる哉。

海外事情

●佛國に於ける加特力改革運動 近者の獨逸新聞に、其の新聞の記者と、佛國に於ける加特力改革運動、即、所謂羅馬分離、運動の主動者、牧師フリーエーとの對話が、載せてある。このフリーエーといふ人は、もと加特力教會の教師であつたが、一朝感ずる所あつて斷然脱宗し、今は巴里の或る新教々會の牧師になつて居る人で、此頃獨逸諸邦を遊歴しつゝあるのである。右の對話は佛國に於ける羅馬分離運動の真相、即該運動の性質、模様、程度、見込等を知る人に頗る便なるものがあるから、左に記者對フリーエーの問答の大畧を紹介しやう(▲は問 ●は答)

▲足下は初め、佛國の加特力教師にして、羅馬分離運動に與したる者凡そ六百人といひ、後に、八百人と稱したるは如何、世人往々其の數に就て疑を抱くものあり。

●佛國に於ては人之を疑はず、余が初め六百人といひ、後八百人と稱したる、其間一年の日子を經過したるを記し置せられんとを乞ふ。

脱宗したるものなりといふ。

▲脱宗教師にして新教の教師となるもの多くありや。

●凡そ二十人程あり、然れども將來脱宗教師にして新教々師となるものは甚た少からん、蓋し新教々務所は、脱宗教師の新教々師となるに就ては、極めて嚴重にして且つ面倒なる規定を設けたればなり。

▲足下は時として脱宗教師に欺かれたることなきや。

●あり、然し甚だ稀なり。然れども普通の新教牧師は屢々彼等の欺く所となれり。是れ蓋し新教牧師は、加特力教師の或種の者の事情に精通せざるに因るものなり、抑も佛國加特力教師中には、「チロフィーヂ」と呼ばるゝ一種の階級ありて、此の者は一定の教區に屬せず、從て常に地位を得ることに奔走せざるを得ないのであつて、全く教區の思召に依て左右せらるゝ者である。されば彼等は今日或る教區に奉職するも、明日は忽ち解職されるといふ始末で、教區から教區に渡り歩いて、遂には新教牧師の門を叩くに至るのである。而して彼等に採つては新教々師を欺くが如きは朝飯前の仕事で、彼等は如何なる信仰の變更をも辭せず如何なる信仰の告白にも唯々として署名するのである。斯くて新教の牧師は彼等の巧言にのせられて、首尾よく一杯喰はされることとなる。

▲然らば、新教側で、兎角脱宗教師に十分の信任を置かざるは、主として此類の人物あるが爲めなりや。

▲脱宗教師にして、尙夫の數の正當を争ふものあるは如何。

●是れ彼等は余の許に蒐り来るが如き十分の材料を有せざるに由るのみ、余の發行する雜誌「クレシアン、フランセー」を毎週購讀する教師は無慮數千あり。余は事務所を有し、書記其他事務員を有する一の組織を成せり。吾人は此點に於て、吾人の主張を争ふものと大に趣を異にす。

▲足下の信仰上の地位如何。

●基督は吾人の信託なり、基督以外の者は何人も然る能はず。余が嘗て羅馬教會を脱するや、余は三の所謂必然なるもの、即、教主、宗會、聖典に對立せり。而して余は終に三者孰れも其の效なきを發見せり。思へらく、必然過誤なきは獨り神あるのみ。と斯くして余は吾が主基督、吾人の教主、唯一の師に到達するを得たり。而して余は此の信仰を以て満足せり。

▲脱宗せる教師は如何にして身を處するや。

●彼等の内、既に社會に於て相應の地位を占めたるもの尠からず。中には頗る榮達せるものあり。佛國現首相コンベール氏の如き其の一人なり。先頃カッセル市(獨逸の)にて、佛國には脱宗教師にして、馬車の馭者たるもの三百人ありと演説したる者あるも、是れ固より誇張の言信するに足らず。固より脱宗教師の總ては、直ちに銀行家たる能はずと雖も、吾人の敵は、往々にして吾人と誣めるに、彼等は利の爲めに誘惑されて

●然り、這種の教師は其の教育至て低く、且つ多くは頑冥にして、宗派的猜忌の念強きものなれば、彼等の以前に屬したる宗派を攻撃するにも、餘りに粗暴に亘ることありて、却て失ふ所多きは遺憾なり。而して新教内部に於て、吾人の行動を非議するものは此類の人物に多しとす。

▲足下は加特力教會内部の教師にして、足下の發行する雜誌の讀者たる者に、特に重きを置かるゝに似たり、如何。

●然り、彼等は改革教會の教師たる者なり。彼等は今や既に彼等の教會内部に於ける迷信を攻撃し、眞の福音を説きつゝあり、加之、余は現に加特力教義問答書に代ふるに、新約全書を以てし若くは特に吾人の紹介せる教義問答書を以てする者を知れり。

▲彼等の勢力は如何。

●彼等は固有の雜誌を有し、指導者を有し、會議組織を有す。然れども彼等の事を論ずるや、一種の筆法を以てす、是れ知らざるべからず。例へば、彼等は、教理を變更すべしといはずして、新解釋を要すべき時機到來したりと稱す、彼等は直ちに教主に對して宣戰を布告せず、然れども彼等は羅馬政府の桎梏は堪ふ可からずと叫ぶなり。

▲新教徒にして足下に對し反對の態度を探るものありとは眞か。

●然り、新教徒にして余に反對するものは、自己の意のまゝ

に振舞はんとする二三の牧師なり。七年前、余が巴里「エトアール」教會にて、牧師就任の式を行ひたる日は、余に採りて眞に紀念すべきの日にして、余は非常の光榮を荷ひたりき。當時若し、余にして無事平穩を旨とし居たらんには、余は極めて安樂の境遇にありしならんも、余は就任後直ちに加特力教師救濟の事業に着手したり。これ千八百九十五年のとなりき。然るに千八百九十七年に至り、從來レウエライの指導せる協會の代りに、牧師ピカールの指導せる協會の成立するや、余も亦會員の一人たりしが、余は此の新協會に於て、大に余の信仰を束縛され、壓迫さるゝを感じ、到底彼等と事を共にする能はざるを思ひ、斷然手を分つに至れり。余思ふに新教内に二派の潮流あり、一は狹量にして過去の世紀に定めたる信條に於て唯一の救濟の道を求めんとす。他は宏量にして、而も眞箇新教の信仰を有するもの、即、余の撰びたる所なり。余は半「ダース」の小教主に屈服せんが爲めに、羅馬教主の束縛を脱したるにあらず。況んや彼の頑冥なる輩は、佛國新教徒中極めて少數なるに於てをや。

澤山林之樂者未必眞得山林之樂  
厭名利之徒者未必盡忘名利之情

影響は私の家族に及ぶ私の家族と云ふものは長く其影響を受けて即ち私に依て生活をし居つたものが私が無くなつて仕舞へばまるで永久に生活することが出来ぬ又嘗て有形の上のみならず無形の上にては私の子々孫々に至るまで名譽を害せられ即ち彼所の主人は死刑に處せられた者であるとか或は彼所の先祖に刑罰になつた者があるとか言はれて其累を永く家族に及ぼすことを免かれぬ即ち一人が刑せられて其九族は罰せられて居る結果を見るので此の弊害は凡べての刑に免かれませぬが殊に死刑に於ては最も甚だしいのである若し一族の主人が死刑に處せられることがありましたならば其家族は殆ど永劫に社會に齒ひますることが出来ぬのみならず衣食することが出来ない結果を見るのである。

(第三(第四)に最も死刑の缺點と致し得ることは即ち回復の目的を達することが出来ぬのであります人間と云ふ者は最も間違ひ易いものである裁判官も人間でありますから必ず間違ひの云ふことは保し難いのであります其證據には諸君が若し司法統計などを調べて御覧になりましたらば實に驚かざるであらうと思ひますが有罪と云ふ立派な判決を受けた者が或は控訴し若くは上告をする即ち或裁判所で有罪の裁判を受けた者が控訴し上告して無罪になつて仕舞ふと云ふ様なことが澤山あるのであります又第二級で或は無罪なり有罪なりとの判決を受けて來た者が最上級の裁判所へ往つて更に

死刑廢止論 (下)

小 河 滋 次 郎

第二には死刑と云ふものは分割することの出来ないものである今日では甚だしいのであります。が例へば放火犯です火を付けた者は之を死刑に處することが出来るので夫れ故に僅かな小さな人の住んで居る小屋を焼いても殺らされる甚しきに至つては物置を焼いても殺らされる又大伽藍で非常に金の掛つた建物を焼いても殺らされる其罪の程度に依て分割することは出来ないものであります殺すと云ふことは一つであつて親を殺しても又自分の敵を殺しても殺されると云ふ様な具合で犯罪の度合に依て其刑を輕重することが出来ない、自由刑でありませれば一日から始つて終身までありますから即ち犯罪と刑罰の釣合を取ることが出来ませぬが死刑に至りましては或程度以上は殆んど分割なしに同じ殺すと云ふ一の處分にして仕舞はなければならぬと云ふ缺點があります。

殊に刑罰の効力を一人に止めることが出来ぬのであると云ふのは例へば假に私が死刑に處せられる者としますれば私が一人刑罰を受けて殺されると云ふ苦みを受けるのみならず此

又第二級の裁判を改められる數が澤山ある今日では裁判所の組織は一級二級三級となつて居ります。が若四級のものがあるならば更に又三級の判決がどの位、變化を見るかも知れぬ今日では三級になつて居りますから最上級裁判所即ち大審院で決定したる者に向つては救濟する途はない併しながら一級でも二級でも三級でも不完全なる而も澤山其不完全を證明して居る裁判でありますから誠に信用の置けないと云ふことは當然であります其信用の置けないものに依て死刑に處せられて殺されて仕舞ふと云ふことは誠に忍びぬ話で即ち此死刑罰と云ふものが將來に至つて無罪と云ふことが明かになつても一度殺した者は取返し付かぬものであります。是が自由刑とか罰金刑でありましたならば若し間違つたならば反正する途は幾らも立つて現に今日では自由刑を執行した場合に於て若し間違つた裁判で刑罰を受けた際はどれだけの賠償を受けることが出来るかと云ふことは近頃歐羅巴では學者間に議論あり又之を實行せんとする場合になつて居る、其位になつて居る今日に於て殺して仕舞ふと云ふとは實に忍ばれぬことであつて即ち罰刑と云ふものが反正するとの出来ない刑罰を執行して居る危険は實に大きなこと、言はなければならぬのである。

日本などに於きましても誤判は非常に多いので有ます。それは監獄に就て諸君が若し將來御働さになる場合には其事を



實際に御確めになるだらうと思ひまするが今日までの實際に依ても裁判官も神でない所から致しまして随分間違つた裁判をして居る例は澤山あります惟ふに今日まで既に死刑を執行せられて仕舞つた所の人間にも全く無罪であつて誤判の結果であつたと云ふものが必ず多數あるだらうと信じて居る試みに諸君が多年實務に當つて居つた典獄なぞにて御聞きになりましたならば其典獄の経験の内には少くも二三件は死刑を執行された者で自分の考で無罪なることが分明であつたと云ふことの證明を爲す人があるだらうと思ひまする、假令一人殺しましたも間違つた事實の爲めに殺すと云ふことは實に忍ばれぬのであります況んや誤判と云ふことが數十年の経験に依つて澤山其不幸を見て居ることがあると云ふ以上は此死刑と云ふものが實に危険であると云ふことは論を俟たぬ話であらうと思ひまする、

日本にはまだ是に就ての實際に誤判であつたと云ふことを充分に證明した事實を集めた物はございませぬが歐羅巴などには誤判録と云ふ者があつてそれはそんなに昔からのではない此數十年以來誤判の爲めに死刑を執行したと云ふ事例を澤山集めたる者が書物になつて居るのであり升是等を若し諸君が緋いて御覽になり升たならば實に悲酸の感を起されるのであらうと思ふ唯其一事であつても死刑は廢さなければならぬと云ふ感じを御起しになると思ひまする以上申上げましたる如く

此死刑と云ふ者は刑罰として必要なる數多の條件を缺いて居る者である到底文明の今日に於て刑罰として適用する値打なき者と言はなければならぬのであるそれから死刑は廢すると出来ないと云ふ所謂反對論者の論據とする所は何かと云ふに死刑を廢したならば必ず犯罪人が増加するであらうと云ふことを言ふのである是は一寸誰しもさう云う感じを持ちまするけれども少く刑罰の理論を研究し又實際の事に就て経験のある者は其論の間違つて居るとが分るのである第一には果して此刑罰と云ふ者が極めて嚴酷であるならば社會の犯罪人を減らすとが出来るかと思はれれば中古時代から近世紀の初めまでに於きましては御承知の通り刑罰は實に殘酷で舊幕時には僅か十兩取つても首を刎ねたのである其他刑罰は極めて峻酸の者であつた其當時に於て減少したかと云へば決して減少して居らぬ又同じ刑罰の内でも磔刑釜煮若は火刑であるとか有ゆる殘忍の刑を執行して居つたのであり升るが其當時に果して死罪に處せられる者が減少したかと云ふに決して減少して居ないのである。

それから今日寛大な刑を用ひて死刑の執行の場合には極めて制限して居る我刑法の今日に於きまして犯罪人が増加したかと云へば決して増加して居らぬ其増加し居る犯罪は死刑などを以て適用する犯罪には非ずして外の小さき財産に對する犯罪であるとか或は詐欺取財と云ふ小さき犯罪は増加致し升た

けれども死刑を以て論ずる程の犯罪は決して死刑を頻繁に行つた當時より今日増加したことはないのであります夫等の統計の事は私が實例を調べたことかありまするので別に茲に御話する必要はないと思ひまするが同じ明治になつてからても改定律令や新律網令を用ひた當時に於ても随分死刑を以て論ずるものが澤山あつたのでありまするが改定律令の時分と新刑法が發布になつてからの今日とどちらが多いかと云ふと寧ろ改定律令時分の方が多くして新刑法實施以來は段々に減少して居る傾向を以て居るので決して刑法と云ふものが嚴酷であつて又死刑などを適用する場合が多くしてもそれが爲に決して犯罪人が減少して往く者ではないのであります又近くは死刑を廢して居る國の實例に依り見ましても和蘭なり伊太利なり其他の國で死刑のあつた當時と死刑を廢してからの後の犯罪の増減を見まするも決して増加はして居ない寧ろ和蘭に於きましては死刑を廢した後の方が死刑を以て論ずべき程の大罪は減少して居る實例を示して居る

伊太利と云ふ國は歐羅巴中ても最も殺伐な人氣の國柄で謀殺と云ふ様な大逆を犯す者が多い近くは佛蘭西の大統領を殺したり或は埃太利の皇后さんを暗殺したのは皆伊太利人である云ふ風で私も伊太利へ往つて見ましたが殺伐の國である、さう云ふ國ですら今日では死刑を廢して決してそれが爲めに大きな犯罪が増加したと云ふことはないのでありまする

又それを見越して死刑を廢止することが出来たのである況んや我邦の如き殺伐の國でもなければ又他の國と違つて死刑を存しなければならぬと云ふ様な特別な事情のない國である以上は決して之を廢しましても廢した後に死刑を以て論ずべき程の大きな犯罪が増加することは萬々ないこと、私は確信して疑はぬので有ます、元來死刑にても處せらるべき所の者の性質を考へますると是には實験上凡そ一定の種類があるのてございしまする犯罪人の種類に就ては私が講義の内にも御話して置きましたるが即ち之を分つて偶發犯或は習慣犯若は精神病犯と云ふ様に區別して居りましたるに死刑にても處せられる大罪を犯す者は偶發犯に非ざれば精神病犯である或は怨恨の爲めに忿懣に堪へずして人を殺すと云ふは人から非常な耻辱を受けて復讐をしたとか或は道義心に驅られて如何にも忍ぶとが出来ずして自分の子を殺した父なし子を産んで誠に申譯かないと云ふ爲めに其子を殺したとか是も一の殺人である死刑を以て處せらるべき犯罪でありまするが斯う云ふ親なし子を産んで外間が悪ると云ふ爲めに子を殺すと云ふ様な種類のものは偶發犯即ち一時の出来心の爲めに犯罪をしたものでありまして斯う云ふ種類のものは人を殺して後ち忽ち改悔するもので毫も社會に對して危害を加へる虞れはないのでありまする、

モウ一つは精神病患者でありまする即ち常識を缺いて精神

に異常があつて人を殺すと云ふ種類のものがあり、多くは死刑にても處せらるべき犯罪をするものは偶發犯でなければ精神病者である夫故に一はまるて刑罰の目的となることの出來ないものであり二は犯罪を終れば忽ち改悛して非常に善良なる人間となるのであります。然るにさう云う種類の者を今の刑法では殘らず死刑に處して仕舞ふのであります。死刑に處して仕舞ひまする結果は即ち病者を殺し又殺す必要のない處の偶發犯者を殺すと云ふ結果を見るので死刑にても處せらるべき犯罪を爲す者は如何にも惜むべき感じを持ちます。若し之を生かして置きますると意外に改良して立派の人間になる者が多いのであります。今日まで裁判官の多いと云ふ一の證據になるのであります。今日まで裁判官の見込に依りましては人を殺した者でも餘程情狀を酌量することがあります。即ち死一等を減じて無期徒刑にすることが出來る様になつて居ります。幸に情狀を酌量されて無期徒刑になつた者に就て監獄で實驗した所に依て見ますると今私が申した所の偶發犯者でなければ精神病者であると云ふことは立派に證明して居ると云ふのは人を殺したと云ふ様な奴で監獄に遁入つて居る者から本當の精神病者を出すことが非常に多い。少くとも精神病的の行爲を爲して居る奴が非常に多い。又一方には此謀殺などをした所の人間の内から或は假出獄をされたり若は特赦減刑をされる者が非常に割合が多いのであ

ります。即ち此特赦減刑される者が多いのは偶發犯者の一例證になり精神病者の出ることには精神病的犯人の多い證例に於てあります。

て人を殺した者の内には再犯三犯と云ふ様な所謂習慣犯者に屬する種類の者は比較が至つて少ないのである。是は全く裁判官の酌量の爲めに一等減せられ生命を繋ぐことが出來た爲めに假出獄なり特赦なりに遇ふことが出來ますが若し不幸にして裁判官が酌量減刑をしなかつたら其者は既に黄泉の客となつて居つたのである。又現に今日では癡狂院に遁入つて居る者もあり精神病者として監獄で相當の扱を受けて居る者もある。此者等が不幸にして裁判官の酌量を受けなかつたら自分の意思でない犯罪に對して責任を負ふて殺されて仕舞はなければならぬ結果を見る此酌量と云ふことは極めて危険で全く裁判官が一個の考で殺せば殺すことの出來たるも唯一片の慈愛心があつてそれに對して一等を減したに過ぎないのである。其一等を減せられた者か今日の實驗では假出獄の出來るものとなり若くは病氣になつて刑罰の目的以外になつて仕舞ふ所から見ても死刑は廢しなければならぬと云ふことが分明であらうと思ひます。色々の點から申しまするとどうしても死刑は廢しなければならぬと云ふことに歸着するより外はないと思ひます。が大體まだ私が御話すれば色々刑罰主義と云ふものがあつて御承知の通り刑罰主義は學者が各々其見る所を異

にして居ります。けれども之を大別しまして絶対主義、相關主義と云ふ様に分つて居りまして又相關主義の内でも刑罰は改良を目的とするものである懲戒を目的とするものである社會の保存を目的とするものである防衛を目的とするものであると云ふ様な防衛主義とか懲戒主義とか威嚇主義とか種々の區別がありまして此點から觀察しましてまた絶対的の正義或は復讐主義と言ひまする。此點から觀察しまして死刑は到底道理に合はぬものである。又相關主義で無論死刑は囚人を改悛することも又懲戒することも出來ず社會の保存が果して死刑に依て保たれたかと云ふには是れ亦死刑を除計執行することになれば風教を害し人間は益々殺伐になつて來て益々犯罪者は多くなる結果を見る防衛主義にも合はぬ夫等の點から觀察しても死刑はどの主義にも合はぬと云ふことを見出すことが出來るのであります。先づ私が廢死刑論の一斑を御話しますれば右の如くでございます。

(完)

### 日曜講話

每日 午前九時  
開會 午後

### 求道學舍

本郷區藤川町一丁目

## 労働者保護法 (五)

池山榮吉

講 究

### 日曜祭日の労働

● 獨逸 營業者は労働者をして、日曜及び祭日に於ける労働に従事せしむるを得ないことが原則になつて居る。

▲ 何れの日を祭日とするやは、土地の慣習及び宗派の關係を考量して、各邦政府が之を定める。

▲ 工場、作事場、鑛山業及び建築業に於ては、例外的場合を除き、全く日曜及び祭日の労働を禁じてある而して労働者に與ふべき安息時間は、各日曜、祭日には少くとも二十四時間、日曜、祭日と二日續く時は少くとも三十六時間、耶蘇降誕祭、耶蘇復活祭及び白衣日曜祭には四十八時間繼續することを要する。

▲ 商業に於ては、徒弟、使用人、労働者を、耶蘇降誕祭、耶蘇復活祭及び白衣日曜祭の初日には、全く、其の他の日曜祭日には五時間以上使役するを禁じてある。併し地方團體は、總ての、若くは或種の商業に就て、この労働時間を更に短縮し、若くは全く労働を禁止する權能を有して居る。而して日

曜祭日に、徒弟、使用人、労働者を使役し得ざる限度に於ては、營業者自身と雖も、公の店舗に於て業を営むを禁ぜられて居る。耶蘇降誕祭前四週間、併びに當該地方の状況上、特に業務の繁忙となる季節に當る日曜祭日に限り、警察廳は十時間迄労働時間の延長を許可することが出来る。それから又、日曜及び祭日の、何れの時間を以て労働時間とすべきかは、公の禮拜の行はるべき時間を参酌して、警察廳（地方團體の規則で労働時間が制限されて居る所では地方團體）が之を定めらる。

▲以上の原則に對しては、經濟上、技術上及び社會生活上の必要から、左に掲ぐる諸種の例外の場合が規定してある。  
▲甲、法律の規定に依る例外 性質上當然猶豫すべからざる仕事で、一々豫め許可を得ることが不可能であり、若くは不必要であるものに就ては、法律を以て其場合を規定してある。

- 一、急迫の場合、若くは公の利益に於て遲滞すべからざる労働、
- 二、法定の財産目録調製に關する労働、
- 三、設備の監視、作業の進行に必要な掃除、整頓、業日の作業の進行に差支を生ぜざらしむる爲め必要な労働にして、業日に於て爲し得ざるもの、
- 四、原料の腐敗、若くは製作品の出来損じを豫防するに必要なる労働にして居る。

▲丙、高等行政廳の定むる例外 高等行政廳は、左の場合に於て例外を定めることが出来るが、矢張り日曜祭日の労働が三時間以上に亘り、若くは労働者が禮拜參與を妨げられる時には、三度目又は二度目の日曜に、前項に於て述べたると同様の安息時間を労働者に與へることにしなければならぬ。

- 一、公衆の日々の需用を満たすに必要なる業務（例へば飲食品販賣）、
- 二、日曜祭日に於て特に公衆の必要を感じる業務（例へば理髮店、烟草店等）、
- 三、單に、若しくは主として風力、水力（不定の）應用する作業、
- ▲丁、下級行政廳の定むる例外 日曜及び祭日に際し、豫見すべからざる理由に依り、労働の必要起りたる場合に於て其の労働を許さることが、之を許さざるより生ずる損害に比し、權衡を失する嫌あるときは、下級行政廳が例外を許可することが出来る。但しこの下級行政廳の處分は書面を以て爲すことを要し、營業者は、監督官の請求に應じ、該書面を呈示するの義務を有し、且つ其の書面の騰しを、作業場

要なる労働にして、業日に於て爲し得ざるもの、

五、前掲一乃至四の作業の監督、  
▲營業者は、以上の規定に従て、日曜祭日に労働したる者の場合には、表を作つて、之に各日曜祭日に労働したる者の員數、労働の種類、及び繼續時間を記載して置いて、官の請求に應じて呈示する義務がある。是れ蓋し、日曜祭日の労働を餘りに必要を越えて擴張する弊なからしめん爲めの監督規定である、又營業者は、前掲第三號第四號の労働が、三時間以上に亘り、若くは労働者が、丁度教會の禮拜に参詣するを妨げられた時には、其労働者を、或は各三度目の日曜に三六時間或は各二度目の日曜に、少くとも朝の六時から六時迄安息せしめることを要する。

▲乙、聯邦會議の定むる例外 性質上中斷又は遷延を許さざる作業（例へば不斷の火力を任用する工業）、又は年内一定の時期に限られ（例へば蔗糖製造、菓實罐詰等）、若くは年内一定の時期に於て特に繁忙を極むる作業（例へば麥葉帽子製造）に就ては、聯邦會議の議定を以て例外を定めることが出来る。

▲聯邦會議が例外の規定を定めた時には官報を以て公にし、次期の帝國議會に報告する。而して其の規定は同種の業務に關しては、全國を通じて總て同一なるを要し、且つ日曜祭日の労働が三時間以上に亘り、若くは労働者が教會の禮拜に参詣せしめんが爲めである。

▲戊、各邦政府の定むる例外 各邦政府は、或る祭日に關し（日曜と一致せる限り）、例外を定めることが出来る。但し耶蘇降誕祭、耶蘇復活祭、新年祭、昇天祭、白衣日曜祭に就ては此限でない。而して日曜祭日の労働を、一般の規定よりも嚴にする分は各邦政府の自由である。  
▲己、旅館、料理店、酒場、密席、芝居其他の遊樂場、及び交通業には、日曜祭日に於ける労働禁止の原則、併びに前記甲乃至丁の例外の規定を適用しない。但し營業者が日曜祭日に労働者を使役するは、當該營業の性質上猶豫を許さざる事項にのみ限るべきとなつて居る（鐵道の荷物交通に就ては特別の規定があるが畧す）。

- 埃太利 日曜には、總て營業的労働を休止するとが原則で、且つ其の休止時間は遅くとも朝の六時に始まり、二十四時間繼續すべきとなつて居る、が左の場合には例外としてある。
- 一、掃除、整頓等の労働、
- 二、一時的の猶豫すべからざる労働

三、中斷を許さざる作業、  
四、日曜に於て公衆の需用若くは公の交通の需用を満たすに必要なる業務、

五、營業者自身の公然ならざる労働、  
六、商業に於ては、六時間以内の日曜労働を許してある。而して同業組合は更に其時間の短縮を申請し得るといふつて居る。併し取引の繁忙を來す季節(耶蘇降誕祭)の日曜には、營業時間を十時間延ばすことが出来る。

▲日曜に働いた労働者は、若し其の労働が三時間以上に亘りたるるとき、又は商業に於て、正午より休業せざりしときは、次の日曜を全く休むが、又は通常の業日を一日、若くは半日宛二度休むと出来る。

▲日曜の午前に行ふ教會の禮拜には、可成労働者をして參與するを得せしめ少くとも隔週の日曜には、是非其の機會を與へる様にしなければならぬ。

◎北米合衆國の諸邦では、一二を除くの外、原則として皆日曜の労働を禁じて居る。又白耳義では、休日と限らず、一週の内一日と定めてあるが、實際は可成日曜を以て休とする方針に傾きつゝある。露西亞でも日曜祭日には労働を禁じてあるが、營業者は労働者の合意さへすれば、業日に一日休ませる代りに、日曜に働かせて差支ないことになつて居る。之に反して、佛蘭西伊太利等の諸國には、幼年労働者若くは女

子労働者に關する規定(前數回の所説參看)を除いては、一般労働者の日曜労働に關する法律上の規定がない。英國にも別段法律上の規定はないが、併し同國では舊來の慣習上、普く日曜労働禁止の原則が履行されて居て、實際は、却て日曜労働が法律上規定されて居る諸國に於けるよりも更に廣く行はれて居るのである。

▲労働時間の制限

◎埃太利 埃國では、幼年及び女子労働者の労働時間の限度が規定してあるとは、前號及び前々號に述べた通りであるが、右の外幼年者にあらざる、男子の労働者に就ても、矢張其の労働時間を限定してある。

▲工場に於ける労働時間は、休憩時間を算入せずして、二十四時間中、十一時間を以て限りとする。併し特に時間延長の必要ある或種の業務に就ては、命令を以て毎日一時間宛延ばすことを許すことが出来る。晝夜不斷の作業の許されて居る業務に就ても、労働者の交代に都合よき様、適宜に労働時間を定めることが出来る。

▲天災又は異變に因り、一時、或る工場の作業が中斷されたるとき、若くは労働の必要が増加したるときは、一時、労働時間の延長を許すことが出来る。急迫の必要あり、且つ一ヶ月の中で長くとも三日を超ざる場合に於ては、營業者は單に監督應に届出て、労働の時間を延長することが出来る。

▲工場に於ける労働の前後に行ふ補助的労働(例へば鑛に火を焚きつけると、點火、掃除の類)の時間は、若しその労働を幼年者にあらざる労働者が爲すときは、労働時間中に算入しない。

▲労働時間を延長したるときは、労働者に割増を給與しなればならぬ。

▲鑛山に於ける労働時間は十二時間を限度とし、眞に働く時間は十時間を超えてはならないといふことになつて居る。が、人命、健康。所有を保全する爲め、危迫なる危険を防止する場合は固より此限でないことになつて居る。

▲休憩時間は總ての労働に就て少くとも一時間半なければならぬ。而して可成午時には一時間の休憩を設ける様にしなければならぬ。而して労働時間が午時の前、若くは後、五時間を出でざるときは、其間には別に休憩時間を設けるに及ばないことになつて居る。夜間労働に就ても、矢張この規定を準用する。或種の業務、殊に、中斷を許さざる作業に在ては、適宜休憩時間を短縮することを許すことが出来る。

◎佛蘭西では、工場に於ける労働時間(幼年者にあらざる男子の)を十二時間に限り、例外的場合は命令を以て定めることになつて居る。露西亞では、晝間の労働時間は十一時間半、日曜大祭の前日は十時間を定限とし、夜間若くは縦へ一部なりとも、夜間労働に従事したるもの、労働時間は、十時

間を以て定限としてある。北米合衆國では、或は八時間に限定したる處、或は九時間、或は十時間に限定したる處など、邦に依つて規定を異にして居る。瑞西では、工場などに於ては十一時、交通業に於ては十二時間を以て労働時間の限度としてある。而して英吉利及び獨逸に在ては、幼年、及び女子労働者に關するものを除き(前數號參看)、男子の労働者に關しては、別段法律上の規定を設けないて、當事者の自由契約に一任してある。

閑文字

◎明如上人の遷化されたについて、諸國の門末信徒の如く押し寄せ、六條界隈は殆ど止宿すべき人寂なく、旅宿の如きも八疊間に十九人詰といふ、箱詰同様であつたやうである。

◎葬式の當日は非常に混雜雜間を極め、道の兩側には男女黒山をなして、殆ど立錫の餘地がないとは此時の形容詞であつたのである。何ても山門を出た時は午前

の十時過て式場に着いた頃は午後の四時過で、二十町斗りの間を六時間かゝつたやうである。鴨河に架した七條大橋通行の模様が撮つた寫眞を見たが、それは

に、政治家なれば政治家相宜に屈接され、決して相手をそらすやうな事はしなかつた。談話の閑滑なるに引きかへ、門末信徳御化等の時は、頗る重くしい調子で會を興へなかつた。

◎談話の閑滑なるに引きかへ、門末信徳御化等の時は、頗る重くしい調子で寧ろ言訥に近かつた。其代り如何にも莊重の風が見られた。

◎其日／＼の出来事をかき留めたる日記は、非常の大冊を成した事である。暇さへあれば日記をかき留めたる日記は、非常の大冊を成した事である。一日も怠り玉ふことばなかつた。

信 家

「信仰の餘瀝」第三版自序

宗教の眞髓は内心の奥底に實驗する救済にして、信仰の極致に達するや、天然の顯象、人世の出来事に於て、森嚴なる靈動を感ずるに至る。心を潜めて人生の歸趣を觀するに、恰も是れ萬尋の深坑架するに朽床を以てし、晏坐其危きを悟らざるが如く、盲人の斷橋を渡り、相率ひて蒼溟に墮落するが如し。予や去る明治三十年端なくも苦悶の暗黒界に彷徨し、心中凡ての煩惱を實驗し、口言ふ能はず、座に堪ゆ可からず、八月の間、宇宙暗濛として黒烟を以て包まれ、精神昏昧にして硝石の野外に横はると撰ぶなきに至れり。慶ばしき哉、幸に

情を感ぜり、其後版を重ね、四方信友の心讀を辱ふしたるは最も感謝する所也。今や第三版を出すに及び、自ら魯魚の誤を正し、附録として在外中、聖經に對する實驗を披瀝する一文を添へ、初めて自序を加ふ。茲に熟く過去を追懐して深く佛陀の冥祐を銘し、審さに現在を默想して切に靈界の威神を感ず、幸に此編を繕く求道の諸士、庶幾くは長へに救済の光を仰ぎ、親しく靈勸の聲に聽かれんことを。

明治三十六年二月十七日求道學舍靜觀室に於て 近角 常 觀 識

雜 錄

思ひ出づるゆゑ

駒 込 の 翁

近頃獨逸のある雑誌を見たところが、其中に頗る面白い諷刺話があつたから其大要を記して見よう。ある處に一人の男があつた、此男近頃齒痛に悩むこと甚しいので、何卒その道専門の名醫にかゝつて根本的の治療をしてもらいたいと考へて彼是尋ね合せたところが、齒科醫では某ドクトルが最も其術に熱心であると聞いたので、或る日其ドクトルの許を尋ねて一ツ多年惱んで居る齒の療治を根本的にしてもらいたいと頼んだ、ドクトル早速承諾一ツ充分に治

佛陀慈愛の光明は予が闇黒の胸底を直射し給ひ、佛陀靈活の生命は予が乾燥せる心腑を浸潤し給へり。一日仰て蒼穹を望む、慈光世界に滿ちて精神遙かに雲間の碧空と交り、俯して四圍の同胞に對す、愛情面に溢れて萬靈融和の樂土に在り、此に一生を九死の間に得て、内心深く佛陀の救済を蒙るを得たり。爾來凡そ一年、心中頗る恢廓、起居常に佛陀の矜哀を感謝し、好て他人の經驗を聞きて、酷だしく心絃の共鳴を樂む。偶々、教界事あり、切に佛陀の靈勸を感ず、三十二年一月『政教時報』を發刊するに及び、信界の一欄を設け『靜觀錄』と題して、聊か心殿の秘奧を披瀝す、文字修飾を須らず、一に懺悔と感謝との實驗を告白するを主とせり。唯事に觸れ時に隨ひ、心中に感得したる所、固より何等の關聯の存するものなし。然れども今にして之を思ふ、自ら是れ、當時一年半に於ける信仰經過の日乗也。第一篇「宗教的同朋」は苦悶後の救済の實驗を描けるもの、第十五篇「信念の修養は實際問題に如くはなし」は佛勸を感ずる昭々として其極に達したる時直寫したる所、何れも深く思慮を費したるものにあらずと雖、筆を執るや、百忙中一室に閉居して、瞑想靜觀、毎に肅々として一種森嚴の感に打れたるは今猶記憶する所也。三十三年予が航西の後、親愛なる師友は之を蒐集して劄劄に附し、目するに『信仰の餘瀝』を以てし、冠するに剴切なる序文を以てせらる、海外萬里遙かに一本を得て、深く恩厚を仰ぎ切に友

療をして、もう決して齒痛の起らぬところまで手術して見よとの事であつた、此男大に頼もしく思ひ喜んでドクトルの手術を受ける場合となりたが、さて手術をするに付ては大手術であるからドクシテモ麻酔劑を用るなければならぬが、此男元來頗る大酒家の方で少量の麻酔劑では中々往生せぬので、止むを得ず稍や多量に用ゐて漸く睡らしむるを得た、ドクトル即ち器械を用ゐて根本的治療に取かゝつたが、思ふたよりも患部が廣い、そこで一生懸命自分の技量を示そうといふ考から、腐敗した部分は削去り穴の明いて居るところは藥で填め悪い齒は抜き取つて代りを入れ、一日以上もかゝつて、もうこれで大丈夫再び齒痛の起る虞はないよといふので、さて患者の身体に手を觸れて見たらそれは氷の如く冷を渡つて居つた。

といふので、さて其終りの一句が頗る面白い曰く「世に專門家程恐しいものはない」と、よく此話を味つて見ると何ともいふ可らざる妙味がある様に思はれる、ことに現代の日本に於て大に急所を抉つて居る様に思はれる、國民の過大なる負擔を顧みずして軍備擴張を唱導するサーベル連などは丁度このドクトルではなからうか、軍備整然さあ露西亞でも獨逸でも向て來いと力んで見たところか、肝心な國民が死んで居つて何になるか、命があつてこそ齒の療治も必要だが、死んでは一文の價値もないではないか、何事も大体の上から論じ

て然る後に特殊の部分に及ばないと、得てこたういふ滑稽を演ずるものだ、井上伯の大谷派財政整理問題もヤハリこの類の滑稽に終らねばよいが、財政整理は出来たがその代りに本願寺の生命が無くなつたなどは頗る滑稽だ。

是と丁度同じ様な實際の話がある、それは有名な人類學者で頗るその道の爲めに熱心で、是か爲めには寢食をも忘れる程である、ところが亞弗利加であつたか亞米利加であつたか一寸記憶せぬか、ある野蠻人の風習に頭を潰す風習がある、夫は子供のときに板でしつかり縛め付けて頭骨の形を變ぜしむるのである、それにはいろ／＼の風があつて前からつぶすのも後ろからつぶすのも兩側から潰すものもある、そこで頭骨の形をかく變ぜしむるに當て、頭腦の智的作用に影響を生ずるものなりや否やといふ事が問題であるが、研究の對象が人間である丈實驗といふことが困難で、まさか人の子を實驗の材料に使用することも出来ず、さりとて研究の心は勃々として禁じ難いので、自分の子供で實驗して見ようと考へた、子供こそ飛んだ災難、その研究が首尾よく出来たとしたところで、夫か果して人類社會の上に何程の功があるらうか、然も夫か爲めに一人の人間を不具にしてまでもやつて見よやうといふに至つては、其學に忠なる點は大に嘉すべしだか、本末を判へざる仕方といはねばならぬ、幸に情に於て忍ひなかつたから實行せなかつたとの事である是に就ても世に専門課程恐

ろしいものがないといふことが甚だ意味があるようである。所か、是と全く反對で世に素徒ほど恐しいものはないといふこともいへる、是も實際あつた話で同じく醫者の失敗だが、さる田舎醫者の玄關番に兎角にエラガル男が居た、其僻至つて氣が小さい、ある時急に患者が出來て大急で往診を願に來た者がある、それは大一座の宴會である一人があまりに大笑をして不覺顎を外したといふので、早速先生に御出でを願ふといふのだ、ところが相悪先生か外の用で出られぬから、何に顎の外れた位は玄關番でも出來るといふので、玄關番に命が下つた玄關番委細心得て見事顎を拵めて見ようといふので先生から其方法を拜聴して向の男と一處に出たが、中途で考へると出るときに習つたのは、下顎の外れたときに瘻す方法のみで、萬一上顎か外れたのかもしれない、その方法は全くわからぬと思ひつくと思配になるから、向の男に顎が外れたといふか全体上顎か下顎かどちらだとときくと、其男も田舎者で其邊のところ更に解らぬ、まあ／＼兎に角いつて見ようといふので玄關番や、胸をどきつかせながらさらあらぬ体で往て見た、患者に容体をきいても物かいへぬからどちらが外れたのかさつぱり解らぬ、その中に一人物知り顔の男にきくと上顎の方であろうといふことで、てつきり胸に答へたが、さりとて此際出來ぬともいひかねて、下顎を拵める方法を逆に上顎に用ゐれば同一と考へて、力を極めて上顎を引つぱつて拵め

ようとするが逆も辨らぬ、あまり捻ねくつて遂に如何ともする事を得なくなつたといふ話だ、世の多くの議論はこの玄關番先生流が多い、分て新聞屋の議論と來ると根が無學を手合の集合だからたまらない、思付きの感情論で滔々とやつて人心を亂ることが少くない例を擧げる迄もない滔々皆この玄關番先生だ。

### 七祖父を憶ふ

百目木劍虹

思へば昨年の今月なりき。余久我侯爵に隨ひて、巡遊の途次、名古屋より岐阜市に至りて旅館玉井屋に投ずるや余は間もなく郷里より發したる一通の電報を受取りぬ。何ぞ圖らむこれ祖父の訃音ならむとは、悲しき思ひは胸に張り充ちて、しばしが程は念佛の聲さへ出てざりき。爾來月移り歳改まりて人事勿々の間亡き祖父の一年忌は回り來りぬ、半宵人靜まりて寒燈の下帳然として過ぎしこし方を想へば、轉た紅涙の滂沱として禁しかたきものあり、生や今尙碌々として一事成るなく一介の書生たるいとも憐れなる境遇を想起して、衷心

竊に意を安ぜざること多し、今や幽明界を異にして亦温たかき教訓に接するを得ず一び目を閉れば音容彷彿として尙在すか如し、感何ぞ禁んや。

◎余の祖父は齡已に古稀の坂を超ゆること五つ六つなりき、年に於ては敢て不足と云ふことはなかりしも、今四五年は長壽を保つべしとは、言ひあはせたる如く誰も彼も一樣にうなづく所、何ぞ知らむ早や此事あらんとは、電光朝露定めなきはげに人の命なる哉。

◎祖父の訃に接して端なく心に浮びたるは、老いたる祖母の身の上なりき。あはれ老鶴の好侶を失ひたらん如く。老後の悲み、そも如何ばかりなりしぞや、吾は斷腸の思に堪へずなりぬ。

◎余の歸省せしはたしか三十四年の夏頃と覺ゆ。此三年前より健康勝れずとの事なり、されども食事は常に變りなく、談話の如きも極めて明瞭なりし。余の歸省をばいたく喜ばれたるものと見えて、波寄せたる多くの皺の裡にも其景色あらはれぬ。今にして思へば此時こそ余に取りて此世の見納めなりしよ。天涯孤客の吾は一層の感を増しぬ。

◎祖父第一の嗜好は晚酌の樂みなりき、所謂徳利なるもの毎夕膳にのぼらざるはなかりき。酒量は一定して過すことはなく、たえて亂に及ぶことはなかりしやうなり。よく攝生を守り嚴冬の候と雖、朝六時前には必ず床を起き出てたり、家

人の屢々迷惑せられたることは余の少時なからも記憶し居る所なり。

◎祖父は氣の勝れたる人なりき、一旦思ひたる事は飽まで成し遂げんと企てたり、一日の出来事は其日々に處理して規律正しく業務に盡せり。また極めて感情強く、氣、短かに時には疾風迅雷の如きことあるも、其時を過ぐれば光風霽月更に餘念を止めざりし、人を信ずること甚だ厚く、疑を挟むことはたなわてなかりし也。されども多少よからぬものに對しては蛇蝎の如く思ひ嫌ひたり、乃ち信ずる人は飽まで信じ、信ぜざる人はどこまでも嫌ひたる也、一方に偏したるやうに見たり。

◎われ幼時より少なからぬ薰陶を蒙りぬ。寺に生れたる吾は先づ經文より習ひはじめぬ、さては四書五經の素讀に至るまで、一々祖父の親しく教へ授けし所なり。

◎祖父幼にして父に別れ、かよはき慈母の手一にて悲惨の中に成長し、備に艱難苦楚を嘗む、當年の經歷を擧げて常に兒等を訓めとなせり、嚴戒歷々として耳底に存す、而して今や亡し、悲哉。

◎余の郷關を辭し笈を負ふて都門に遊ぶや、一蹟再蹟、方針屢々變ず、祖父爲めに懇書を寄せて詢々として教訓を與へらる。當時年少氣銳の吾、如何ぞ耳を傾くるの意あらんや、而して依然として吳下の舊阿蒙、吾は昨の吾たり、今や悔恨

議員招集の通知を爲したる由に候。

◎同本願寺にては財政整理上の都合により多年經營し來りたる軍隊布教全廢したる由、果斷と申すべく候。

◎米國に於ける猶太教徒は昨冬聖路易府に第十八回大會催ふしたるが、大小市邑より集まれる總代のみにて百餘名あり、同委員會は同日シンシナチフに在るヘアリエー一致大學に紀念として寄附せん爲め百萬弗募集の件を議決せり、此會議に於て米國人としての猶太教徒は露國及其他の國に在る同教徒の權に對して如何にすへきと云ふの問題に解決を與へたりとの事に候。

◎近頃の雜誌には多く名家の筆蹟や肖像を挿入するやうに相成編輯の仕方もなか／＼器用に相成候、一段の見ばえあるやうに感ぜられ候。

◎靈魂不滅の實驗者此頃佛國に顯はれ候、其人の説によれば人の靈魂は一時己の肉体を離るゝことあるも、再び結び付くことを得ると信じ、遂に自身の誕生日を以て實驗すること定め候、其方法は桶の中にクロロフォーム及び硫化イースターと水とを入れ、其液の一滴つゝ自身の顔の上に落つる仕掛となし遺書を認め友人等にも書面を送りて實驗の主旨を報じ置き、然る後寢臺を桶の下にする、身体の周圍には防腐劑を振りまき靈魂の肉体を離れ居る間に身体の腐敗せざることゝなし、斯くて眠に就きたるが終に不歸の人となり候由、世界は廣し、妙な實驗者もあればあるものに候。

◎曹洞宗駒込にある中學林は何事かは知らねども小紛擾惹起し居るとの事に候。

の念膺を嚙むとも及ばじ、慚死々々。

◎祖父七十餘年の生涯は甚だ趣味に富みたり、祖父一代の事業は一郷の子弟を擧げて教育するを任務となせり。吾郷五百有餘の壯丁は殆ど祖父の下に集りて教を受けたり、維新前の寺小屋教育なるものは是なり。

◎祖父は青英のかたはら公共的事業にも力を盡されたり、是等の事は余の筆にのぼす所にあらねば、殊更に省きつ。

◎祖父晩年の樂みは會心の老友と會して、陶然として一酌を催すにありき、所謂樂み此中にありと云ふべき乎、之を名けて老年會と云へり。

◎祖父の性行こゝに盡さず、吾は最早此以上の事をかくに忍びざる也。噫祖父の逝きたる悲しき年月は回り來りぬ、寒雲暗澹として結んでとけず、天地寂寥として聲なく、万感胸を衝き來りてやる瀬なし、乃ち此記を作る。(三十六年二月森川街にて)

報 道 一 束

◎本派新法主の歸朝期日は、未だ何等の確報なきのみならず、目下何れの地に在らるゝか夫れさへさたかならずとの事に候、或は來月早々神戸に着せらるゝと云ひ、或は同月下旬頃なるべしとの説のみにて實際の處未だ分明不致候。

◎東本願寺にては本月十九日より教育商議會開會に付、

◎毎度新聞雜誌の呼び物となりたる覺王殿建設地は未だ確定せざる由、名古屋人民の不名譽に候はずや。

◎西本願寺の葬儀は去る七日首尾よく終へたる由なるが、諸國より來會せられたる門末信徒は、旅館滿員に付、毛布或は蓆等を纏ひて門前に露宿したる程の群集に候由。

◎大谷派に關係ある有志の團體たる大谷會は今月廿一日日本の初會を催すとの事に候。

◎教科書事件は追々豫審終結に近き來り、既に二三の人々には有罪又は免訴の言渡を受け候、併し證據の擧り次第またまた一網打おろすとの噂に候、教育社會に取りては好教訓と被存候。

◎求道學舎第一回の信仰談話會は本月一日講話後に於て開かれ候、語るもの聞くもの皆眞面目にして熱誠の情面に溢れ候、本月廿二日矢張講話後第二回の信仰談話會を開くことに致候。

至誠心(二月一日)	和田 鼎
活ける讀書(同上)	近角 常規
沙羅双樹の釋尊(二月八日)	楠 龍 造
信に道の元、功德の母也(全上)	近角 常規
二千四百年前の今日(二月十五日)	多 田 鼎
靈感の妙趣(全上)	近角 常規

◎選舉期日は追々と切迫し運動屋は東奔西走の有様に候、候補者は有權者を戸毎に廻りて一々依頼致し居候由、叩頭百拜までして議員になりたしとは、人情は様々のものに候。

◎横濱市より多年選出されたる島田三郎氏の地盤を奪ひて、加藤與田の兩氏候補者として打て出候、社會主義者はい

たぐ富豪の跋扈を罵り居り候。

◎川上伴優歸朝して初めてセキスピヤ四大悲劇の一たるオセロを翻案によりて明治座に於て開演致し居り候、観客満員との盛況に御座候。

◎京都妙心寺にては此程來財政不始末に付一騒動持ち上り居るとの事に候、イヤハヤ何處を眺めても頓と面白からざる世界と相成候。

◎近頃成功と云ふ語の非常に流行するやうに相成候、頗る嘉すべき事なれども、樂々と二生涯を過すのが成功の意味にはあらず、多くの人が此點に付て誤解し居るやうに見受け候。

◎英國民は商用に關して國外に向け、電信を發する爲め日曜日を除く外、日々六万七千五百四十圓を費し居るとの事に候、驚くべき額に候。

◎追々と梅一輪つゝの暖かさに向ひ候、筆を擱くに臨みて切に諸君の健在を祈り申候、匆々頓首。

新刊紹介

◎教育公報	第二百六十七號	神田	帝國	教育	會社
◎労働世界	七年三號	同	勞働	世界	會社
◎通俗佛教	第三卷一號	同	光	融	會社
◎日本青年	第十四號	同	日本	青年	會社
◎聲	第二百七十九號	同	三	才	會社
◎東洋學藝雜誌	第二百五十六號	同	東洋	學藝	會社
◎史學雜誌	第十四編第一號	同	史	學	會社
◎國家醫學會雜誌	第百八十九號	本郷	國家	醫學	會社
◎兒童新聞	第三十號	同	兒童	新聞	會社
◎大道發踏	第百七十五號	同	大	道	會社

◎抄好華 第三年一號 同 清談社事務所

◎六合雜誌 第二百六十五號 芝 日本佛にてりあん弘道會

◎智識新報 第二十三號 同 智識新報社

◎國學院雜誌 第九卷第一號 同 國學院

◎統一 第九十三號 淺草 統一學園

◎婦人法話會々報 第十六號 同 婦人法話會

◎圖書月報 一卷五號 日本橋 東京書籍商組合事務所

◎十善寶笈 第百五十四輯 小石川 日白會

◎婦女新聞 第百四十二號 牛込 婦女新聞社

◎護教 第六百號 青山 護教社

◎日宗新報 第百六十二輯 池上 日宗新報社

◎社會學雜誌 第五卷一號 瀨ノ川 社會學雜誌社

◎蜻蛉洲 第一號 浦和 萬象會

◎監獄協會雜誌 一六〇一號 同 監獄協會

◎傳燈 第九十四號 同 傳燈會

◎六條學報 第二百七十八號 同 同會

◎宗報 第十八號 同 同會

◎近畿評論 第四十九號 同 近畿評論會

◎通照 七年一號 同 同會

◎京都帝國大學一覽 第一千十三號 大坂 京都帝國大學

◎基督教世界 六年一號 同 基督教世界會

◎興德會報 第三百三十六號 同 同會

◎法藏 第百四十三號 山梨 法藏會

◎教友雜誌 第十七號 甲府 教友雜誌社

◎佛教時論 第十九號 信州 佛教時論社

◎通俗佛教 第十四號 台北 通俗佛教青年會

◎臺灣佛教 第三年第十二號 同 臺灣佛教青年會

◎米國佛教 右は一月中寄贈されし分なり尙洩れたる分もあるべし 米國 臺灣佛教青年會